



医政発0730第80号  
薬生発0730第6号  
保 発0730第15号  
政統発0730第1号  
平成30年7月30日

各  
〔 都 道 府 県 知 事  
地方厚生（支）局長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
（公印省略）

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
（公印省略）

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）  
（公印省略）

#### 電子処方せんの運用ガイドラインの一部改正について（通知）

電子処方せんの円滑な運用や地域医療連携の取組を進め、できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるよう、「電子処方せんの運用ガイドライン」（平成28年3月31日付け医政発0331第31号、薬生発0331第11号、保発0331第27号、政社発0331第2号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長、政策統括官（社会保障担当）通知別紙1。以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知を図っているところです。

今般、電子処方せんの運用に必要な要件となる電子処方箋標準フォーマットの活用にあたって必要な修正を行うため、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む）、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

### 2 改正の概要

#### (1) 電子処方箋標準フォーマットの変更

電子処方箋標準フォーマットについて、これまで「平成26年度厚生労働科学研究 電子化した処方箋の標準化様式の整備と運用に関する研究：電子的処方指示・調剤実施情報提供書 CDA 記述仕様」としてきたところである。

新たに「電子処方箋 CDA 記述仕様」を定め、電子処方箋標準フォーマットをこれに改める。

#### (2) その他、所要の改正を行う。

○ 「電子処方せんの運用ガイドライン」の改正事項

(下線部が改正箇所)

改正後	改正前
<p><b>電子処方せんの運用ガイドライン</b></p> <p>平成28年3月31日 一部改正 平成30年7月30日 厚生労働省</p>	<p><b>電子処方せんの運用ガイドライン</b></p> <p>平成28年3月31日 厚生労働省</p>
<p>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せんID」「確認番号」の様式等は、(3)のとおりとする。</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品マスター (社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター)</li> <li>・用法マスター (厚生労働省標準規格 HS027 処方・注射オーダー標準用法規格 (日本医療情報学会))</li> <li>・電子処方箋標準フォーマット (別添「電子処方箋CDA記述仕様 第1版」(平成30年7月))</li> </ul>	<p>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せんID」「確認番号」の様式等は、(3)のとおりとする。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品マスター (社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター)</li> <li>・用法マスター (日本医療情報学会：処方オーダーリングシステム用標準用法マスター)</li> <li>・電子処方箋標準フォーマット (平成26年度厚生労働科学研究 電子化した処方箋の標準化様式の整備と運用に関する研究：電子的処方指示・調剤実施情報提供書 CDA 記述仕様)</li> </ul>

